

改正法の施行状況について

1 特別地域及び特別保護地区における規制の追加

(第13条第3項及び第14条第3項)

特別地域における土石などの環境大臣が指定する物の集積規制

(第13条第3項第7号)

土石、廃棄物、再生資源及び再生部品を指定

年度別許可件数(()内は国定公園)

年 度(平成)	15	16	17	18	19
許 可 件 数	8(33)	10(19)	15(21)	13(10)	5(14)

特別地域における環境大臣が指定する動物の捕獲等の規制

(第13条第3項第11号)

9種の動物を9国立公園で指定している。

種 名		地 域
は 虫 類	タイマイ	西表国立公園、沖縄海岸国定公園(慶良間地域)
	アオウミガメ	霧島屋久国立公園(屋久島地域)、西表国立公園、沖縄海岸国定公園(慶良間地域)
	アカウミガメ	霧島屋久国立公園(屋久島地域)、西表国立公園、沖縄海岸国定公園(慶良間地域)
昆 虫 類	ミヤジマトンボ	瀬戸内海国立公園(宮島地域)
	オガサワラアオイトトンボ	小笠原国立公園
	オガサワラトンボ	小笠原国立公園
	ウスイロヒョウモンモドキ	大山隠岐国立公園(大山蒜山地域、三瓶山地域)、氷ノ山後山那岐山国定公園
	タイワンワンツバメシジミ (本土亜種)	西海国立公園(平戸島・生月島地域)
	ミヤマシロチョウ	八ヶ岳中信高原国定公園

許可件数（（ ）内は国定公園）

平成15年度に制度が開始されて以後平成19年度までに、国立公園で9件、国定公園で5件を許可している。

特別地域又は特別保護地区における湿原などの環境大臣が指定する区域への立入規制（第13条第3項第13号及び第14条第3項第1号）
立入規制地区は指定されていない。

特別地域又は特別保護地区における政令で定める行為の規制（第13条第3項第15号及び第14条第3項第10号）

特別保護地区内の木竹以外の植物の植栽、種子を撒くこと、動物を放つこと（家畜を除く）を規制

許可件数（（ ）内は国定公園）

平成17年度に政令を改正して以後平成19年度までに、国立公園で1件を許可している。

(3) 利用調整地区制度(第15条～第23条)

西大台利用調整地区（吉野熊野国立公園）が指定されている。

(4) 中止命令等違法行為に対する是正措置の強化(第27条)

平成15年度に制度が開始されて以後平成19年度までに、国立公園で1件の事例がある。

(5) 風景地保護協定制(第2章4節)

平成15年度に制度が開始されて以後平成19年度までに、国立公園では阿蘇くじゅう国立公園で1件の事例がある。

(6) 公園管理団体制度(第2章5節)

平成15年度に制度が開始されて以後平成19年度までに、(財)阿蘇グリーンストック、(財)自然公園財団、(財)知床財団、特定非営利法人浅間山麓国際自然学校の4団体がある。

(7) 自然再生施設の公園事業となる施設への追加(政令第1条第12号及び第19条第12号)